

特記仕様書

事業年度：令和8年度

委託業務名：普通河川畑川 設計業務委託

委託箇所：南房総市宮下地先

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、南房総市（以下、「発注者」という）が委託する普通河川畑川設計業務委託（以下、「本業務」という）に適用する。受注者は、本特記仕様書のほか、関係法令及び通達等に準拠し、本業務を遂行しなければならない。

第2条 業務目的

本業務は、普通河川畑川河川維持工事に伴い、対象区間の地質調査及び詳細設計を一括して実施するものである。地盤特性を的確に把握した上で、現地条件に適合し合理的かつ経済的な構造物の設計を行い、河川管理施設の安全性と円滑な工事施工に資することを目的とする。

第3条 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、次のとおりとする。

- 1 設計 N＝1 式
- 2 地質調査 N＝1 式

第4条 法令等の遵守

受注者は業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第5条 主任技術者及び技術者

受注者は主任技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるととも

に高度な技術を要する部門については、相当な経験を有する技術者を配置しなければならない。

第6条 報告の義務

受注者は、業務の進捗状況を随時報告するものとし、必要に応じて発注者に報告書を提出するものとする。

第7条 提出書類

受注者は、本業務実施にあたって以下の書類を速やかに発注者に提出し、承認を得るものとする。

- 1 業務計画書
- 2 着手届
- 3 業務工程表
- 4 主任技術者届

第8条 貸与条件

本業務実施にあたり、発注者から貸与する資料は以下のとおりとする。

- 1 令和8年度 普通河川畑川測量業務委託 測量成果
- 2 その他

第9条 土地の立入り

受注者は、他人の占有する土地に立入る必要がある場合は、あらかじめ当該土地の所有者又は占有者に了解を得るとともに、紛争が起こらないように十分注意しなければならない。

第10条 損害賠償

受注者は、本業務期間中に第三者へ与えた損害については、受注者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受注者が負担するものとする。

第11条 官公庁への手続き

本業務に必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。

第 1 2 条 疑義

本特記仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第 1 3 条 秘密の保持

本業務で取扱う情報については、発注者より貸与された資料及び情報を適正に管理しなければならない。

第 1 4 条 電子納品

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領（令和 8 年 2 月、国土交通省）：（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
- 2 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で 2 部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【業務編】（令和 8 年 2 月、国土交通省）を参考にするものとする。
- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 1 5 条 完了

受注者は、業務完了届けとともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従うものとする。

る。

第 16 条 契約不適合等

受注者は、本業務完了後といえども受注者の契約不適合等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正その他の必要な作業を受注者の負担にて行うものとする。

第 17 条 成果品の帰属

本業務において作成した成果品は、発注者に帰属するものとする。受注者は、発注者の許可なく複製や他に公表、貸与してはならないものとする。

第 18 条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日までとする。

第 2 章 業務内容

第 19 条 業務内容

1 設計（N＝1 式）

事業に適する設計業務を実施する。

（1）護岸詳細設計

（2）一般構造物詳細設計（重力式擁壁）

2 地質調査（N＝1 式）

設計に先立ち業務の目的及び内容を把握し、その設計業務に必要な地質調査を実施する。その調査結果の資料を作成し、断面図等を作成する。

（1）ボーリング調査

（2）標準貫入試験

（3）解析等調査

3 打合せ

（1）業務実施に当たって、受注者は調査職員と密接な連絡を取り、その

連絡事項をその都度記録し、打ち合わせの際、相互に確認しなければならない。

(2) 設計業務着手時及び設計業務の区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

4 照査

業務内容の一切の照査を行う。設計における条件、基準、工法選択、方法及び成果については、適切な能力を有する者及び積算(経済比較を含む)等によって照査を行わなければならない。

5 報告書作成

本業務の成果は、以下のものを提出する。

- (1) 報告書(A4版製本) 1部
- (2) 電子データ(CD-R) 2部
- (3) その他監督員が指示した資料

6 データ等

本業務で使用するデータ形式は、基本、以下のものとする。

- (1) 文章、図及び表はE X C E L形式またはWORDとする。
- (2) 製図は、P 2 1形式とする。
- (3) これにより難しい場合、監督員と協議するものとする。